

令和3年第1回  
鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和3年3月1日(月)午後1時00分

場 所 鳥取市役所本庁舎4階 委員会室

## 会 議 日 程

### 1 開 会

### 2 付議する議案

(定時登録関係)

議案第1号 定時登録者の決定について

議案第2号 随時抹消者の決定について

(個人演説会施設関係)

議案第3号 個人演説会等施設の指定解除について

(条例・規則改正関係)

議案第4号 専決処分事項の報告及び承認について

### 3 報 告 事 項

報告第1号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数について

### 4 そ の 他

### 5 閉 会

議案第1号

定時登録者の決定について

令和3年3月1日現在で、同月同日に選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和3年3月1日提出

鳥取市選挙管理委員会  
委員長 岡田 浩四郎

選挙人名簿に登録すべき者 別添のとおり

提案理由

公職選挙法第22条第1項の規定による定時登録者の決定をするためである。

令和3年3月1日(定時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

投票区	令和2年12月1日現在 名簿登録者数			法22条1項 定時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 誤載者			転居等による増減			令和3年3月1日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	844	1,002	1,846	5	11	16	2	1	3	9	2	11				1	-3	-2	839	1,007	1,846
2	1,520	1,795	3,315	17	14	31	11	9	20	9	11	20				2		2	1,519	1,789	3,308
3	926	1,166	2,092	6	6	12	5	7	12	3	3	6				-1	1		923	1,163	2,086
4	1,543	1,877	3,420	8	10	18	5	5	10	5	3	8				-6	2	-4	1,535	1,881	3,416
5	3,580	3,933	7,513	35	33	68	13	7	20	22	29	51				-2	-5	-7	3,578	3,925	7,503
6	3,014	3,390	6,404	20	29	49	3	7	10	21	12	33				-10	-4	-14	3,000	3,396	6,396
7	1,299	1,407	2,706	14	8	22	3	5	8	7	3	10				3	13	16	1,306	1,420	2,726
8	1,244	1,388	2,632	11	11	22	7	7	14	7	5	12				1	1	2	1,242	1,388	2,630
9	1,467	1,731	3,198	15	20	35	4	7	11	3	10	13				4	-3	1	1,479	1,731	3,210
10	1,063	1,286	2,349	9	8	17	8	7	15	6	5	11				-5	-4	-9	1,053	1,278	2,331
11	944	1,021	1,965	5	9	14	6	4	10	4	3	7				7	6	13	946	1,029	1,975
12	2,567	2,967	5,534	19	15	34	9	10	19	9	8	17				6	13	19	2,574	2,977	5,551
13	1,031	1,092	2,123	5	2	7	4	6	10	3	5	8				-1	-3	-4	1,028	1,080	2,108
14	629	630	1,259	5	5	10	1	2	3	1		1				1	1	2	633	634	1,267
15	1,886	2,071	3,957	25	21	46	4	5	9	27	16	43				9		9	1,889	2,071	3,960
16	3,255	3,708	6,963	20	20	40	10	5	15	20	17	37				9	-8	1	3,254	3,698	6,952
17	2,794	2,919	5,713	16	18	34	8	10	18	18	13	31				4		4	2,788	2,914	5,702
18	1,503	1,579	3,082	17	8	25	10	5	15	8	8	16				-4	-2	-6	1,498	1,572	3,070
19	371	420	791		1	1	4	3	7		2	2					1	1	367	417	784
20	859	901	1,760	4	1	5	7	3	10	1	3	4				-1	-3	-4	854	893	1,747
21	1,026	1,144	2,170	4	10	14	3	5	8	3	2	5				8	7	15	1,032	1,154	2,186
22	1,157	1,313	2,470	9	5	14	4	3	7	9	1	10				-1	2	1	1,152	1,316	2,468
23	1,305	1,324	2,629	14	5	19	9	5	14	8	2	10				8	6	14	1,310	1,328	2,638
24	1,119	1,167	2,286	4	4	8	5	12	17	3	1	4				-1	1		1,114	1,159	2,273
25	216	217	433	1		1										1		1	218	217	435
26	85	106	191																85	106	191
27	224	245	469	2	1	3		1	1	1		1					-1	-1	225	244	469
28	66	60	126													-1	-1	-2	65	59	124
29	1,819	1,963	3,782	12	21	33	7	6	13	9	7	16				-2	-5	-7	1,813	1,966	3,779
30	1,289	1,346	2,635	7	10	17	3	3	6	8	2	10				-4	-5	-9	1,281	1,346	2,627
31	402	493	895				5	9	14	2		2					2	2	395	486	881
32	363	383	746		1	1	1	4	5		2	2				-1	-2	-3	361	376	737
33	116	118	234		1	1	1		1							-1		-1	114	119	233
34	2,804	2,883	5,687	24	19	43	11	4	15	3	5	8				5	4	9	2,819	2,897	5,716
35	2,578	2,418	4,996	20	20	40	4	4	8	22	8	30				7	5	12	2,579	2,431	5,010
36	2,251	2,455	4,706	10	9	19	10	3	13	11	11	22				-8	1	-7	2,232	2,451	4,683
37	802	854	1,656		1	1	6	7	13	2	2	4				-2	1	-1	792	847	1,639
38	42	44	86		1	1										-1		-1	41	45	86
39	2,903	3,267	6,170	18	16	34	7	10	17	17	20	37				7	3	10	2,904	3,256	6,160
40	1,456	1,623	3,079	15	16	31	7	5	12	4	7	11				-4	-1	-5	1,456	1,626	3,082
41	1,853	1,991	3,844	17	18	35	3	8	11	8	6	14				-3	3		1,856	1,998	3,854
42	1,173	1,306	2,479	6	2	8	5	7	12	2	7	9				-1	-5	-6	1,171	1,289	2,460
50	975	1,088	2,063	8	6	14	1	5	6	6	4	10				4	1	5	980	1,086	2,066
51	786	917	1,703	12	7	19	1	2	3	4	5	9				-3	-2	-5	790	915	1,705
52	506	572	1,078	4	1	5	5	3	8	1	1	2				2	5	7	506	574	1,080
53	654	740	1,394	2	3	5	4	3	7	3		3							649	740	1,389
54	145	170	315	1		1	1	1	2	1		1							144	169	313
55	32	38	70				2		2										30	38	68
56	83	86	169					2	2								-1	-1	83	83	166
57	39	51	90	1		1	1	2	3										39	49	88
58	772	802	1,574	6	3	9		4	4		2	2				-5	-2	-7	773	797	1,570
59	262	291	553				3	2	5	1		1				1	-2	-1	259	287	546

投票区	令和2年12月1日現在 名簿登録者数			法22条1項 定時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 誤載者			転居等による増減			令和3年3月1日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
60	155	167	322		1	1	2		2		1	1			2	1	3	155	168	323	
61	994	1,056	2,050	3	6	9	3	6	9	4	3	7			1	5	6	991	1,058	2,049	
62	316	385	701	1	1	2	3	4	7						2	1	3	316	383	699	
63	520	532	1,052	3	5	8	2	4	6	1	1	2			-6	-4	-10	514	528	1,042	
64	189	215	404				1		1							-1	-1	188	214	402	
65	254	256	510	1		1	1		1						-3	-1	-4	251	255	506	
66	204	224	428	2		2					1	1						206	223	429	
67	104	120	224		1	1		2	2						1		1	105	119	224	
68	174	186	360		2	2	1		1							-2	-2	173	186	359	
69	486	574	1,060	1	2	3	4	5	9	2		2			2		2	483	571	1,054	
70	444	504	948	3	2	5	1	5	6	1	3	4			-3	-2	-5	442	496	938	
71	383	416	799	2	3	5	3	2	5		3	3			-2	-1	-3	380	413	793	
72	38	52	90															38	52	90	
73	23	23	46												-1	-1	-2	22	22	44	
74	220	262	482	1	1	2	2	1	3						-2	1	-1	217	263	480	
75	184	199	383	1	1	2	1	3	4	1		1						183	197	380	
76	198	246	444					2	2	1	1	2						197	243	440	
77	60	64	124	1		1	1		1									60	64	124	
78	49	54	103				1	2	3						-1		-1	47	52	99	
79	45	50	95					1	1									45	49	94	
80	606	672	1,278	1	3	4	3	4	7	2	3	5			-3	-5	-8	599	663	1,262	
81	221	226	447	1	1	2	2		2	2	2	4			3	1	4	221	226	447	
82	237	233	470	1	1	2	2		2						1		1	237	234	471	
83	254	268	522		1	1	2	1	3						-1	-1	-2	251	267	518	
84	400	420	820	3	1	4	1	2	3		1	1			1	-1		403	417	820	
85	1,224	1,359	2,583	11	5	16	4	9	13	3	3	6			1	3	4	1,229	1,355	2,584	
86	342	410	752	2	2	4	3	1	4						-3	-2	-5	338	409	747	
87	173	204	377	1	1	2	2		2	1		1						171	205	376	
88	625	697	1,322	4	2	6	1	5	6	3	1	4			-3	-4	-7	622	689	1,311	
89	694	696	1,390	1	3	4	6	7	13	3		3			-3	-3	-6	683	689	1,372	
90	101	122	223		1	1	1		1	1		1			-1	-1	-2	98	122	220	
91	90	86	176				4		4						-1		-1	85	86	171	
92	591	669	1,260	8	6	14	5	7	12	1		1			-1		-1	592	668	1,260	
93	382	432	814		5	5	1	1	2	1	1	2			-2	-2	-4	378	433	811	
94	422	448	870	1	4	5	3	4	7						-1	1		419	449	868	
95	38	41	79													-1	-1	38	40	78	
96	343	346	689	1	2	3	3	5	8	2	2	4			2	2	4	341	343	684	
97	219	210	429	1	1	2	2	1	3	2	2	4				-1	-1	216	207	423	
98	376	454	830	1		1	3	3	6		2	2						374	449	823	
99	32	39	71															32	39	71	
旧市	57,388	63,003	120,391	419	410	829	215	211	426	295	241	536	0	0	0	23	18	41	57,320	62,979	120,299
国府	3,220	3,662	6,882	28	17	45	15	18	33	15	10	25	0	0	0	3	3	6	3,221	3,654	6,875
福部	1,189	1,260	2,449	6	4	10	5	6	11	1	3	4	0	0	0	-2	-3	-5	1,187	1,252	2,439
河原	2,755	2,974	5,729	10	15	25	11	16	27	5	5	10	0	0	0	-5	-2	-7	2,744	2,966	5,710
用瀬	1,374	1,569	2,943	6	7	13	8	12	20	3	6	9	0	0	0	-4	-4	-8	1,365	1,554	2,919
佐治	756	875	1,631	3	2	5	5	9	14	2	1	3	0	0	0	-3	1	-2	749	868	1,617
気高	3,457	3,792	7,249	20	15	35	19	17	36	8	9	17	0	0	0	-1	-5	-6	3,449	3,776	7,225
鹿野	1,510	1,601	3,111	5	6	11	12	12	24	7	1	8	0	0	0	-8	-8	-16	1,488	1,586	3,074
青谷	2,403	2,639	5,042	12	18	30	17	21	38	6	7	13	0	0	0	-2	-1	-3	2,390	2,628	5,018
合計	74,052	81,375	155,427	509	494	1,003	307	322	629	342	283	625			1	-1		73,913	81,263	155,176	

## 選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

区	投票所名	男	女	計	区	投票所名	男	女	計
1	遷喬小学校	839	1,007	1,846	58	福部町コミュニティセンター	773	797	1,570
2	久松会館	1,519	1,789	3,308	59	山湯山農業センター	259	287	546
3	醇風小学校体育館	923	1,163	2,086	60	福部町久志羅集会所	155	168	323
4	西中学校体育館	1,535	1,881	3,416	61	鳥取市河原町総合支所	991	1,058	2,049
5	城北小学校体育館	3,578	3,925	7,503	62	国英地区公民館	316	383	699
6	浜坂地区公民館	3,000	3,396	6,396	63	散岐小学校体育館	514	528	1,042
7	富桑小学校体育館	1,306	1,420	2,726	64	水根公会堂	188	214	402
8	明德小学校体育館	1,242	1,388	2,630	65	河原町総合体育館	251	255	506
9	日進小学校体育館	1,479	1,731	3,210	66	西郷地区公民館	206	223	429
10	山の手体育館	1,053	1,278	2,331	67	小河内公民館	105	119	224
11	修立小学校体育館	946	1,029	1,975	68	北村公民館	173	186	359
12	東中学校体育館	2,574	2,977	5,551	69	用瀬町民会館	483	571	1,054
13	稲葉山小学校体育館	1,028	1,080	2,108	70	大村電化農協会館	442	496	938
14	東デイサービスセンター	633	634	1,267	71	社地区公民館	380	413	793
15	南中学校体育館	1,889	2,071	3,960	72	用瀬町屋住多目的集会所	38	52	90
16	勤労青少年ホーム	3,254	3,698	6,952	73	用瀬町江波多目的集会所	22	22	44
17	面影小学校体育館	2,788	2,914	5,702	74	佐治町地域活性化センター	217	263	480
18	津ノ井小学校体育館	1,498	1,572	3,070	75	プラザ佐治記念ホール	183	197	380
19	米里体育館	367	417	784	76	佐治町西佐治会館	197	243	440
20	倉田体育館	854	893	1,747	77	佐治町山王ふれあい会館	60	64	124
21	鳥取県漁業協同組合	1,032	1,154	2,186	78	佐治町津無生活改善センター	47	52	99
22	賀露町七区公民館	1,152	1,316	2,468	79	佐治町津野ふれあいの館	45	49	94
23	大正小学校体育館	1,310	1,328	2,638	80	宝木地区公民館	599	663	1,262
24	江山学園体育館	1,114	1,159	2,273	81	鳥取市気高人権福祉センター	221	226	447
25	神戸地区公民館	218	217	435	82	瑞穂地区公民館	237	234	471
26	岩坪生活改善センター	85	106	191	83	市営住宅宅口団地集会所	251	267	518
27	東郷地区公民館	225	244	469	84	逢坂地区公民館	403	417	820
28	高路公民館	65	59	124	85	気高町総合支所	1,229	1,355	2,584
29	世紀小学校体育館	1,813	1,966	3,779	86	浜村小学校体育館	338	409	747
30	松保地区公民館	1,281	1,346	2,627	87	船磯公民館	171	205	376
31	豊実地区公民館	395	486	881	88	鹿野町農業者トレーニングセンター	622	689	1,311
32	上原多目的集会施設	361	376	737	89	勝谷地区公民館	683	689	1,372
33	河内生活改善センター	114	119	233	90	小鷲河地区公民館	98	122	220
34	湖山小学校体育館	2,819	2,897	5,716	91	鹿野町河内生活改善センター	85	86	171
35	国際交流プラザ	2,579	2,431	5,010	92	青谷地区公民館	592	668	1,260
36	末恒小学校体育館	2,232	2,451	4,683	93	青谷小学校体育館	378	433	811
37	湖南学園体育館	792	847	1,639	94	中郷地区公民館	419	449	868
38	矢矯公民館	41	45	86	95	絹見公民館	38	40	78
39	美保南小学校体育館	2,904	3,256	6,160	96	日置谷地区公民館	341	343	684
40	中ノ郷小学校体育館	1,456	1,626	3,082	97	勝部地区公民館	216	207	423
41	若葉台体育館	1,856	1,998	3,854	98	日置地区公民館	374	449	823
42	桜ヶ丘中学校体育館	1,171	1,289	2,460	99	八葉寺公民館	32	39	71
50	あおば地区公民館	980	1,086	2,066		旧市計	57,320	62,979	120,299
51	宮下地区公民館	790	915	1,705		国府町計	3,221	3,654	6,875
52	国府町コミュニティセンター	506	574	1,080		福部町計	1,187	1,252	2,439
53	谷地区公民館	649	740	1,389		河原町計	2,744	2,966	5,710
54	成器地区公民館	144	169	313		用瀬町計	1,365	1,554	2,919
55	山のめぐみ館	30	38	68		佐治町計	749	868	1,617
56	大茅地区公民館	83	83	166		気高町計	3,449	3,776	7,225
57	扇の里交流館	39	49	88		鹿野町計	1,488	1,586	3,074
						青谷町計	2,390	2,628	5,018
						合計	73,913	81,263	155,176

選挙人名簿登録者数一覧 (町別)

町名	男	女	計
第1投票区	839	1,007	1,846
尚徳町	0	0	0
元大工町	31	40	71
掛出町	51	46	97
上魚町	13	19	32
片原一丁目	19	17	36
片原二丁目	17	20	37
片原三丁目	17	21	38
鍛冶町	33	33	66
若桜町	29	39	68
本町一丁目	4	5	9
本町二丁目	49	60	109
本町三丁目	27	29	56
桶屋町	36	47	83
職人町	33	36	69
二階町一丁目	27	34	61
二階町二丁目	19	23	42
二階町三丁目	28	31	59
新町	29	44	73
元魚町一丁目	26	30	56
元魚町二丁目	21	26	47
戎町	63	75	138
川端一丁目	60	75	135
川端二丁目	30	40	70
川端三丁目	18	26	44
元町	159	191	350
第2投票区	1,519	1,789	3,308
馬場町	70	89	159
栗谷町	79	92	171
江崎町	76	96	172
東町一丁目	33	39	72
東町二丁目	43	56	99
東町三丁目	105	115	220
西町一丁目	71	79	150
西町二丁目	84	96	180
西町三丁目	162	173	335
湯所町一丁目	380	436	816
湯所町二丁目	269	328	597
丸山町(一部)	147	190	337
第3投票区	923	1,163	2,086
西町四丁目	82	89	171
西町五丁目	55	55	110
玄好町	126	157	283
材木町	118	191	309
片原四丁目	40	47	87
片原五丁目	138	165	303
本町四丁目	22	18	40
本町五丁目	40	50	90
二階町四丁目	22	27	49
茶町	63	73	136
元魚町三丁目	29	35	64
元魚町四丁目	44	47	91
川端四丁目	27	51	78
川端五丁目	117	158	275
第4投票区	1,535	1,881	3,416
南町	247	281	528
寿町	273	324	597
新品治町	134	148	282
薬師町	24	26	50

町名	男	女	計
相生町一丁目	103	120	223
相生町二丁目	101	108	209
相生町三丁目	156	236	392
相生町四丁目	184	240	424
西品治(狐川以東)	62	75	137
田園町一丁目	166	222	388
田園町二丁目	85	101	186
第5投票区	3,578	3,925	7,503
丸山町(一部)	201	210	411
西品治(一部)	34	49	83
田島(一部)	493	566	1,059
秋里	792	898	1,690
松並町一丁目	261	291	552
松並町二丁目	268	320	588
松並町三丁目	0	1	1
田園町三丁目	148	155	303
田園町四丁目	176	164	340
青葉町一丁目	70	98	168
青葉町二丁目	138	171	309
青葉町三丁目	80	100	180
安長(一部)	408	402	810
商栄町	150	141	291
千代水一丁目	1	1	2
千代水二丁目	4	4	8
千代水三丁目	1	0	1
千代水四丁目	3	3	6
南安長一丁目	350	351	701
第6投票区	3,000	3,396	6,396
江津	475	494	969
浜坂	352	414	766
浜坂一丁目	178	208	386
浜坂二丁目	271	323	594
浜坂三丁目	301	342	643
浜坂四丁目	256	314	570
浜坂五丁目	176	196	372
浜坂六丁目	264	328	592
浜坂七丁目	111	110	221
浜坂八丁目	246	236	482
浜坂東一丁目	370	431	801
第7投票区	1,306	1,420	2,726
行徳三丁目	375	433	808
西品治(狐川以西)	840	890	1,730
田島(一部)	68	63	131
安長(一部)	23	34	57
第8投票区	1,242	1,388	2,630
瓦町	194	215	409
今町一丁目	172	194	366
今町二丁目	60	77	137
東品治町	0	1	1
幸町	165	204	369
行徳一丁目	336	369	705
行徳二丁目	315	328	643
第9投票区	1,479	1,731	3,210
寺町	182	216	398
栄町	136	179	315
弥生町	82	103	185
末広温泉町	175	188	363

町名	男	女	計
永楽温泉町	221	277	498
吉方温泉一丁目	265	287	552
吉方温泉二丁目	154	192	346
吉方温泉三丁目	264	289	553
第10投票区	1,053	1,278	2,331
上町	176	178	354
中町	102	141	243
大榎町	32	36	68
庖丁人町	53	60	113
大工町頭	49	79	128
御弓町	64	80	144
吉方町一丁目	140	166	306
吉方町二丁目	169	223	392
立川町一丁目	127	140	267
立川町二丁目	141	175	316
第11投票区	946	1,029	1,975
吉方温泉四丁目	250	217	467
南吉方三丁目	160	179	339
立川町三丁目	116	139	255
立川町五丁目(2区)	420	494	914
第12投票区	2,574	2,977	5,551
卯垣	138	135	273
岩倉	689	750	1,439
卯垣四丁目	239	262	501
立川町六丁目	608	776	1,384
立川町七丁目	74	80	154
大杵(東扇町)	197	242	439
桜谷(桜ヶ丘)	94	121	215
東今在家(一部)	535	611	1,146
第13投票区	1,028	1,080	2,108
卯垣一丁目	72	86	158
卯垣二丁目	255	278	533
卯垣三丁目	167	189	356
立川町四丁目	147	130	277
立川町五丁目(1区)	233	256	489
卯垣五丁目	154	141	295
第14投票区	633	634	1,267
百谷	35	34	69
滝山	588	591	1,179
小西谷	10	9	19
第15投票区	1,889	2,071	3,960
吉方	240	250	490
南吉方一丁目	155	202	357
南吉方二丁目	260	278	538
富安一丁目	376	395	771
富安二丁目	361	386	747
天神町	85	78	163
扇町	145	159	304
興南町	267	323	590
第16投票区	3,254	3,698	6,952
古市	230	253	483
富安	110	129	239
吉成(大路川以北)	1,246	1,433	2,679
大覚寺	968	1,113	2,081
吉成一丁目	247	253	500

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
吉成二丁目	302	352	654
吉成三丁目	151	165	316
第17投票区	2,788	2,914	5,702
雲山	1,326	1,400	2,726
新	291	334	625
大杓(東扇町を除く)	339	354	693
面影一丁目	425	393	818
面影二丁目	407	433	840
第18投票区	1,498	1,572	3,070
杉崎	218	225	443
南栄町	107	117	224
津ノ井	389	400	789
生山	94	109	203
桂木	474	486	960
海蔵寺	16	17	33
船木	35	34	69
広岡	25	30	55
香取	49	43	92
紙子谷	68	81	149
祢宜谷	23	30	53
第19投票区	367	417	784
東大路	59	71	130
中大路	47	58	105
西大路	29	32	61
久末	75	87	162
美和	41	41	82
古郡家	46	52	98
越路	70	76	146
第20投票区	854	893	1,747
数津(一部)	69	58	127
八坂	34	38	72
橋本	40	36	76
馬場	169	181	350
国安	247	244	491
蔵田	38	43	81
円通寺	169	191	360
西円通寺	88	102	190
第21投票区	1,032	1,154	2,186
港町	2	2	4
賀露町西三丁目	289	306	595
賀露町北一丁目	150	162	312
賀露町北二丁目	142	147	289
賀露町北三丁目	205	248	453
賀露町北四丁目	244	289	533
第22投票区	1,152	1,316	2,468
賀露町(一部)	8	13	21
賀露町西一丁目	56	68	124
賀露町西二丁目	1	0	1
賀露町南一丁目	193	221	414
賀露町南二丁目	132	208	340
賀露町南三丁目	77	92	169
賀露町南四丁目	200	225	425
賀露町南五丁目	73	75	148
賀露町南六丁目	144	176	320
晚稻	120	89	209
南隈	148	149	297

町名	男	女	計
第23投票区	1,310	1,328	2,638
野寺	38	40	78
服部	48	60	108
菖蒲	101	108	209
古海	784	786	1,570
緑ヶ丘一丁目	339	334	673
第24投票区	1,114	1,159	2,273
赤子田	29	50	79
長谷	71	69	140
倭文	129	139	268
玉津	48	47	95
横枕	55	67	122
猪子	39	40	79
向国安	64	64	128
竹生	34	35	69
上味野	108	129	237
朝月	94	99	193
源太	47	58	105
下味野	396	362	758
第25投票区	218	217	435
上砂見	85	89	174
中砂見	47	50	97
下砂見	86	78	164
第26投票区	85	106	191
岩坪	85	106	191
第27投票区	225	244	469
本高	72	82	154
北村	30	43	73
西今在家	32	25	57
篠坂	14	17	31
中村	54	53	107
有富	23	24	47
第28投票区	65	59	124
高路	65	59	124
第29投票区	1,813	1,966	3,779
徳尾	449	495	944
岩吉	104	106	210
里仁	186	235	421
徳吉	229	297	526
五反田町	0	0	0
南安長二丁目	179	144	323
南安長三丁目	144	145	289
緑ヶ丘二丁目	219	219	438
緑ヶ丘三丁目	303	325	628
第30投票区	1,281	1,346	2,627
足山	31	36	67
布勢	439	423	862
桂見	548	583	1,131
高住	198	235	433
良田	65	69	134
第31投票区	395	486	881
下段	65	68	133
大塚	47	44	91

町名	男	女	計
野坂	98	130	228
宮谷	78	78	156
嶋	51	53	104
大桝	56	113	169
第32投票区	361	376	737
松上	57	75	132
細見	48	46	94
上原	149	152	301
尾崎	26	30	56
上段	81	73	154
第33投票区	114	119	233
河内	64	65	129
槇原	50	54	104
第34投票区	2,819	2,897	5,716
湖山町東一丁目	323	358	681
湖山町東二丁目	9	12	21
湖山町東三丁目	1	1	2
湖山町東四丁目	10	6	16
湖山町東五丁目	151	163	314
湖山町南一丁目	406	402	808
湖山町南二丁目	499	539	1,038
湖山町南三丁目	766	765	1,531
湖山町南四丁目	17	12	29
湖山町北一丁目	293	274	567
湖山町北六丁目	344	365	709
第35投票区	2,579	2,431	5,010
湖山町	0	0	0
湖山町西一丁目	356	309	665
湖山町西二丁目	189	204	393
湖山町西三丁目	200	217	417
湖山町西四丁目	12	6	18
湖山町南五丁目	378	295	673
湖山町北二丁目	435	397	832
湖山町北三丁目	317	322	639
湖山町北四丁目	477	461	938
湖山町北五丁目	215	220	435
第36投票区	2,232	2,451	4,683
伏野	270	297	567
白兔	135	189	324
小沢見	39	34	73
内海中	23	28	51
三津	113	120	233
美萩野一丁目	311	371	682
美萩野二丁目	459	497	956
美萩野三丁目	419	439	858
美萩野四丁目	250	252	502
美萩野五丁目	213	224	437
第37投票区	792	847	1,639
松原	148	150	298
六反田	38	34	72
大畑	55	52	107
金沢	62	68	130
福井	90	82	172
吉岡温泉町	269	322	591
妙徳寺	23	26	49
洞谷	18	17	35



選挙人名簿登録者数一覧 (町別)

町名	男	女	計
瀬田蔵	11	16	27
長柄	37	40	77
三山口	31	30	61
御熊	10	10	20
第38投票区	41	45	86
双六原	21	27	48
矢矯	20	18	38
第39投票区	2,904	3,256	6,160
吉成(大路川以南)	186	190	376
宮長	891	978	1,869
の場	220	216	436
叶	375	422	797
数津(一部)	64	72	136
叶一丁目	132	150	282
吉成南町一丁目	412	502	914
吉成南町二丁目	183	230	413
の場一丁目	7	5	12
の場二丁目	175	218	393
の場三丁目	139	154	293
の場四丁目	120	119	239
第40投票区	1,456	1,626	3,082
覚寺	348	368	716
円護寺	319	358	677
北園一丁目	299	349	648
北園二丁目	363	405	768
山城町	127	146	273
第41投票区	1,856	1,998	3,854
若葉台南一丁目	17	15	32
若葉台南二丁目	182	190	372
若葉台南三丁目	299	321	620
若葉台南四丁目	4	26	30
若葉台南五丁目	162	177	339
若葉台南六丁目	264	283	547
若葉台南七丁目	2	1	3
若葉台北二丁目	211	222	433
若葉台北三丁目	269	306	575
若葉台北四丁目	328	342	670
若葉台北六丁目	118	115	233
第42投票区	1,171	1,289	2,460
正蓮寺	405	406	811
桜谷(桜ヶ丘を除く)	633	733	1,366
東今在家(一部)	133	150	283
第50投票区	980	1,086	2,066
国府町奥谷三丁目	62	69	131
国府町稲葉丘一丁目	77	89	166
国府町稲葉丘二丁目	76	87	163
国府町稲葉丘三丁目	50	51	101
国府町分上一丁目	81	77	158
国府町分上二丁目	109	124	233
国府町分上三丁目	72	78	150
国府町分上四丁目	34	49	83
国府町新町一丁目	101	105	206
国府町新町二丁目	67	72	139
国府町新通り一丁目	27	35	62
国府町新通り二丁目	107	121	228
国府町新通り三丁目	116	128	244

町名	男	女	計
国府町新通り四丁目	1	1	2
第51投票区	790	915	1,705
国府町中郷	69	86	155
国府町宮下	584	667	1,251
国府町奥谷一丁目	68	79	147
国府町奥谷二丁目	69	83	152
第52投票区	506	574	1,080
国府町美歎(一部)	103	110	213
国府町広西	55	65	120
国府町庁	17	27	44
国府町町屋(一部)	119	114	233
国府町国分寺	59	84	143
国府町法花寺	44	46	90
国府町三代寺	109	128	237
第53投票区	649	740	1,389
国府町山根	25	29	54
国府町神垣	54	64	118
国府町清水	24	20	44
国府町岡益	67	83	150
国府町谷	33	43	76
国府町玉鉾	63	73	136
国府町糸谷	41	44	85
国府町高岡	127	158	285
国府町麻生	166	174	340
国府町美歎(一部)	2	3	5
国府町町屋(一部)	47	49	96
第54投票区	144	169	313
国府町神護	16	26	42
国府町山崎	10	13	23
国府町中河原	44	47	91
国府町松尾	13	15	28
国府町吉野	29	34	63
国府町新井	32	34	66
第55投票区	30	38	68
国府町上荒舟	10	11	21
国府町荒舟	20	27	47
第56投票区	83	83	166
国府町雨滝	14	12	26
国府町木原	0	4	4
国府町下木原	10	8	18
国府町石井谷	3	4	7
国府町大石	13	17	30
国府町栃本	23	12	35
国府町菅野	2	3	5
国府町楠城	17	21	38
国府町拾石	1	2	3
第57投票区	39	49	88
国府町上地	39	49	88
第58投票区	773	797	1,570
福部町栗谷	25	23	48
福部町八重原	38	40	78
福部町箭溪	42	48	90
福部町高江	100	93	193
福部町湯山(一部)	5	8	13

町名	男	女	計
福部町海士	304	300	604
福部町細川	174	196	370
福部町岩戸	85	89	174
第59投票区	259	287	546
福部町湯山(一部)	259	287	546
第60投票区	155	168	323
福部町左近	46	50	96
福部町久志羅	28	36	64
福部町中	9	9	18
福部町蔵見	46	45	91
福部町南田	26	28	54
第61投票区	991	1,058	2,049
河原町河原	129	142	271
河原町渡一木	122	122	244
河原町谷一木	44	60	104
河原町長瀬	225	244	469
河原町袋河原	135	146	281
河原町布袋	132	129	261
河原町稲常	32	42	74
河原町鮎ヶ丘	172	173	345
第62投票区	316	383	699
河原町山手	84	76	160
河原町郷原	28	32	60
河原町三谷	34	33	67
河原町高福	50	53	103
河原町徳吉	35	41	76
河原町今在家	50	102	152
河原町片山	35	46	81
第63投票区	514	528	1,042
河原町釜口	116	129	245
河原町和奈見	32	35	67
河原町八日市	44	43	87
河原町佐貫	322	321	643
第64投票区	188	214	402
河原町水根	67	82	149
河原町山上	62	70	132
河原町小倉	59	62	121
第65投票区	251	255	506
河原町天神原	56	56	112
河原町曳田	195	199	394
第66投票区	206	223	429
河原町中井	115	120	235
河原町本鹿	38	40	78
河原町牛戸	30	38	68
河原町湯谷	23	25	48
第67投票区	105	119	224
河原町小河内	77	81	158
河原町神馬	28	38	66
第68投票区	173	186	359
河原町小畑	27	35	62
河原町弓河内	37	43	80
河原町北村	109	108	217

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
第69投票区	483	571	1,054
用瀬町古用瀬(一部)	12	22	34
用瀬町用瀬	316	387	703
用瀬町別府	155	162	317
第70投票区	442	496	938
用瀬町鷹狩	277	321	598
用瀬町美成	69	65	134
用瀬町赤波	96	110	206
第71投票区	380	413	793
用瀬町金屋	29	37	66
用瀬町樟原	40	42	82
用瀬町川中	53	54	107
用瀬町宮原	34	40	74
用瀬町安蔵	132	141	273
用瀬町古用瀬(一部)	48	48	96
用瀬町家奥	44	51	95
第72投票区	38	52	90
用瀬町屋住	38	52	90
第73投票区	22	22	44
用瀬町江波	22	22	44
第74投票区	217	263	480
佐治町小原	7	8	15
佐治町葛谷	35	52	87
佐治町刈地	52	54	106
佐治町古市	53	61	114
佐治町大井	37	44	81
佐治町森坪	33	44	77
第75投票区	183	197	380
佐治町加瀬木	97	101	198
佐治町高山	86	96	182
第76投票区	197	243	440
佐治町福園	25	25	50
佐治町加茂	67	77	144
佐治町畑	24	33	57
佐治町つく谷	25	43	68
佐治町河本	24	30	54
佐治町余戸	32	35	67
第77投票区	60	64	124
佐治町尾際	31	40	71
佐治町中	14	9	23
佐治町栃原	15	15	30
第78投票区	47	52	99
佐治町津無	47	52	99
第79投票区	45	49	94
佐治町津野	45	49	94
第80投票区	599	663	1,262
気高町酒津	177	195	372
気高町常松	25	31	56
気高町富吉	36	42	78
気高町宝木	257	289	546

町名	男	女	計
気高町奥沢見	104	106	210
第81投票区	221	226	447
気高町上光	85	83	168
気高町下光元	136	143	279
第82投票区	237	234	471
気高町宿	30	33	63
気高町土居	62	57	119
気高町重高	45	44	89
気高町二本木	20	21	41
気高町下坂本(一部)	80	79	159
第83投票区	251	267	518
気高町下坂本(一部)	186	201	387
気高町日光	65	66	131
第84投票区	403	417	820
気高町殿	61	57	118
気高町飯里	30	35	65
気高町下石	18	15	33
気高町上原	48	40	88
気高町山宮	77	89	166
気高町睦逢	55	69	124
気高町会下	48	44	92
気高町郡家	38	38	76
気高町高江	28	30	58
第85投票区	1,229	1,355	2,584
気高町浜村	451	485	936
気高町勝見	353	398	751
気高町新町二丁目	111	105	216
気高町新町三丁目	60	67	127
気高町北浜二丁目	136	163	299
気高町北浜三丁目	118	137	255
第86投票区	338	409	747
気高町新町一丁目	78	99	177
気高町北浜一丁目	38	27	65
気高町八幡	71	119	190
気高町下原	84	87	171
気高町八束水(一部)	67	77	144
第87投票区	171	205	376
気高町八束水(一部)	171	205	376
第88投票区	622	689	1,311
鹿野町末用	73	84	157
鹿野町閉野	26	26	52
鹿野町広木	4	9	13
鹿野町水谷	33	34	67
鹿野町鹿野	486	536	1,022
第89投票区	683	689	1,372
鹿野町今市	453	451	904
鹿野町寺内	59	58	117
鹿野町宮方	25	29	54
鹿野町中園	35	44	79
鹿野町岡木	77	70	147
鹿野町乙亥正	34	37	71
第90投票区	98	122	220

町名	男	女	計
鹿野町小別所	56	63	119
鹿野町鷲峯	42	59	101
第91投票区	85	86	171
鹿野町河内	85	86	171
第92投票区	592	668	1,260
青谷町善田(一部)	18	44	62
青谷町青谷(一部)	456	501	957
青谷町井手	26	20	46
青谷町長和瀬	92	103	195
第93投票区	378	433	811
青谷町青谷(一部)	378	433	811
第94投票区	419	449	868
青谷町鳴瀧	17	21	38
青谷町北河原	37	34	71
青谷町山田	25	21	46
青谷町亀尻	86	95	181
青谷町吉川	48	54	102
青谷町露谷	43	46	89
青谷町栄町	163	178	341
第95投票区	38	40	78
青谷町絹見	38	40	78
第96投票区	341	343	684
青谷町蔵内	60	61	121
青谷町大坪	76	76	152
青谷町奥崎	75	83	158
青谷町養郷	68	63	131
青谷町善田(一部)	59	56	115
青谷町青谷(一部)	3	4	7
第97投票区	216	207	423
青谷町桑原	51	37	88
青谷町澄水	45	53	98
青谷町楠根	31	27	58
青谷町紙屋	41	44	85
青谷町田原谷	48	46	94
第98投票区	374	449	823
青谷町小畑	56	67	123
青谷町河原	160	177	337
青谷町山根	103	138	241
青谷町早牛	55	67	122
第99投票区	32	39	71
青谷町八葉寺	32	39	71
総計	73,913	81,263	155,176

議案第 2 号

随時抹消者の決定について

令和 3 年 3 月 1 日現在で、公職選挙法第 28 条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

鳥取市選挙管理委員会  
委員長 岡田 浩四郎

(死亡・国籍喪失)

- 1 公職選挙法第 28 条第 1 号の規定に基づき抹消すべき者  
男 307人 女 322人 計 629人

(転出後 4 か月経過)

- 2 公職選挙法第 28 条第 2 号の規定に基づき抹消すべき者  
男 342人 女 283人 計 625人

(在外選挙人名簿への登録移転)

- 3 公職選挙法第 28 条第 3 号の規定に基づき抹消すべき者  
該当者なし

(誤載者)

- 4 公職選挙法第 28 条第 4 号の規定に基づき抹消すべき者  
該当者なし

提案理由

公職選挙法第 28 条の規定により抹消すべき者を決定するためである。

議案第 3 号

個人演説会等施設の指定解除について

公職選挙法第 161 条第 1 項第 3 号の規定に基づき指定した公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設について、次のとおり指定を解除する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

鳥取市選挙管理委員会  
委員長 岡田 浩四郎

指定を解除する施設の名称	所在地	理 由
鳥取市福部町体育館	鳥取市福部町細川 1 3 3 8 番地	施設廃止のため

提案理由

公職選挙法第 161 条第 1 項第 3 号の規定に基づき指定した施設の指定を解除するためである。

## 議案第4号

### 専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同令同条第2項及び同規則同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年3月1日提出

鳥取市選挙管理委員会  
委員長 岡田 浩四郎

#### 提案理由

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年中央選挙管理委員会告示第3号）の一部改正に伴い、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年鳥取市選挙管理委員会告示12号）の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がなかったので専決処分をしたものである。

## 専 決 処 分 書

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月5日専決

鳥取市選挙管理委員会  
委員長 岡田 浩四郎

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年鳥取市選挙管理委員会告示12号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び第3号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

### 証 票 交 付 申 請 書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者等の氏名

住 所

（電話 ）

職 業

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 公職の種類

2 証票交付申請枚数 枚

3 立札及び看板の類を表示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第3号 (第2条関係)

証票交付申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地

(電話 )

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する  
 規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏 名

住 所

(電話 )

職 業

公職の種類

- 2 政治団体としての届出先

- 3 証票交付申請枚数 枚

- 4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び  
 び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の  
 5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 枚で  
 す。

年 月 日

候補者等の氏名

備考 後援団体の代表者が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示  
 又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又  
 は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。  
 ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこ  
 の限りではない。

附 則

この規程は、令和3年1月5日から施行する。



政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年選挙管理委員会告示第12号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程</p> <p>昭和56年5月8日 鳥取市選挙管理委員会告示第12号</p> <p>改正 平成5年4月8日選挙委告示第16号 平成8年2月22日選挙委告示第5号 平成16年10月15日選挙委告示第51号</p> <p>政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和50年鳥取市選挙管理委員会告示第68号）の全部を改正する。 (以下略)</p>	<p>○政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程</p> <p>昭和56年5月8日 鳥取市選挙管理委員会告示第12号</p> <p>改正 平成5年4月8日選挙委告示第16号 平成8年2月22日選挙委告示第5号 平成16年10月15日選挙委告示第51号</p> <p>政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和50年鳥取市選挙管理委員会告示第68号）の全部を改正する。 (証票) 第1条 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第110条の5第4項の鳥取市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が交付する証票（以下「証票」という。）は、様式第1号による。</p> <p>2 前項の証票の有効期限は、委員会の定めるところによる。 (証票の申請等)</p> <p>第2条 令第110条の5第5項の規定による申請は、鳥取市議会議員及び鳥取市長の選挙の候補者又はこれらの選挙の候補者となろうとする者（鳥取市議会議員及び鳥取市長の職にある者を含む。以下「候補者等」という。）にあつては様式第2号の証票交付申請書に、当該候補者等に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体（以下「後援団体」という。）にあつて</p>

は様式第3号の証票交付申請書によらなければならない。

- 2 委員会は、前項の証票交付申請書の内容等を審査し適正であると認めたとときは、速やかに前項の申請をした者に証票を交付する。

(証票の再交付の手続)

第3条 証票の紛失又は破損のためその再交付を受けようとする場合においては、委員会に対して、理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

- 2 証票の破損のため前項の申請をする場合においては、申請書に破損した証票を添付しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年5月18日から施行する。
- 2 この規程による改正前の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和50年鳥取市選挙管理委員会告示第68号。次項において「改正前の規程」という。）により交付された後援団体に係る証票は、この規程の施行日以後は、その効力を失う。
- 3 改正前の規程により交付された候補者等に係る証票は、この規程により交付されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の前日までに、編入前の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年国府町選挙管理委員会規程第1号）、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年福部村選挙管理委員会規程第1号）、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年河原町選挙管理委員会告示第4号）、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年用瀬町選挙管理委員会規程

第1号)、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和56年佐治村選挙管理委員会訓令第1号)、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和56年気高町選挙管理委員会規程第1号)、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和56年鹿野町選挙管理委員会規程第1号)又は政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程(昭和50年青谷町選挙管理委員会規程第1号)の規定により交付された証票は、この告示の相当規定により交付されたものとみなす。

(本項…追加〔平成16年選挙委告示51号〕)

前文(抄)(平成5年4月8日選挙委告示第16号)  
平成5年4月8日から施行する。

前文(抄)(平成8年2月22日選挙委告示第5号)  
平成8年2月22日から施行する。

附則(平成16年10月15日選挙委告示第51号)  
この告示は、平成16年11月1日から施行する。

様式第1号(第1条関係)  
(略)

様式第2号(第2条関係)

証票交付申請書  
年月日

鳥取市選挙管理委員会委員長 殿

候補者等の氏名 ⑨

住所 (電話)

様式第2号(第2条関係)

証票交付申請書  
年月日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者等の氏名

住所 (電話)

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類
- 2 証票交付申請枚数 枚
- 3 立札及び看板の類を表示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第3号 (第2条関係)

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類
- 2 証票交付申請枚数 枚
- 3 立札及び看板の類を表示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数

様式第3号 (第2条関係)

証 票 交 付 申 請 書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地

(電話 )

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に  
関する規程第1条の証票の交付を受けたので、下記のとおり申請しま  
す。

記

- 1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の  
種類

氏 名 所  
住 住 所  
職 業  
公 職 類  
職 業 類  
公 職 類

(電話 )

- 2 政治団体としての届出先  
3 証票交付申請枚数 枚  
4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立  
札及び看板の類の枚数

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数

証 票 交 付 申 請 書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 殿

後援団体の名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地

(電話 )

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に  
関する規程第1条の証票の交付を受けたので、下記のとおり申請しま  
す。

記

- 1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の  
種類

氏 名 所  
住 住 所  
職 業  
公 職 類  
職 業 類  
公 職 類

(電話 )

- 2 政治団体としての届出先  
3 証票交付申請枚数 枚  
4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立  
札及び看板の類の枚数

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 枚です。

年 月 日  
候補者等の氏名

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 枚です。

年 月 日  
候補者等の氏名 印

報告第1号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数について

(1) 鳥取市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数

155, 176人

(2) (1)の50分の1の数

3, 104人

地方自治法第74条第1項	……………	条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項	……………	監査の請求
市町村の合併の特例に関する法律 第4条第1項及び第5条第1項	……………	合併協議会設置の請求

(3) (1)の3分の1の数

51, 726人

地方自治法第76条第1項	……………	議会の解散請求
地方自治法第80条第1項	……………	議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項	……………	長の解職請求
地方自治法第86条第1項	……………	主要公務員（副市長・選管委員・ 監査委員）の解職請求
地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第8条第1項	……………	教育長・教育委員の解職請求

(4) (1)の6分の1の数

25, 863人

市町村の合併の特例に関する法律 第4条第11項及び第5条第15項	……………	合併協議会設置協議の投票請求
-------------------------------------	-------	----------------

以上は、地方自治法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。